

議案第13号

西海市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

西海市火入れに関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

西海市長 瀬川 光之

西海市条例第 号

西海市火入れに関する条例の一部を改正する条例

西海市火入れに関する条例（平成17年西海市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」に、「ときには」を「場合には」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表

西海市火入れに関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市火入れに関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第182号</p> <p>第1条～第13条 (略) (火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</u></p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。</u></p> <p>第15条 (略)</p>	<p>西海市火入れに関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第182号</p> <p>第1条～第13条 (略) (火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</u></p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>とき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</u></p> <p>第15条 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。